

石川県がん対策推進条例（案）の概要

（第1章 総則）

第1 目的

がんは、県民の疾病による死亡の最大の原因となっている等、県民の生命及び健康にとって重大な問題となっており、がん対策を加速化する必要があります。

そのため、がん対策に関し、県及び県民等の責務又は役割を明らかにし、がんの予防、がんの治療及びがんとの共生を中心とした施策の基本となる事項を定めることにより、がん対策を総合的かつ計画的に推進します。

このことにより、県民が生涯にわたって安心して暮らすことのできる健康長寿社会の実現に寄与することを条例の目的とします。

第2 県の責務

国、市町、保健医療福祉関係者及び患者団体等と連携を図りつつ、地域の実情に応じたがん対策に関する施策を総合的かつ計画的に策定、実施する責務を有するものとします。

第3 市町の役割

県、保健医療福祉関係者等と連携を図りつつ、その地域の実情に応じたがん対策の推進に努めるものとします。

第4 県民の役割

がんに関する正しい知識を持ち、日常生活において自らがんの予防に必要な注意を払うよう努めるとともに、がん検診を積極的に受診すること等により、がんを早期に発見し、速やかに治療を受けるよう努めるものとします。

また、がん患者及びその家族に対する理解を深め、互いに支え合うよう努めるものとします。

第5 医療保険者の役割

がんの予防及び早期発見を推進するよう努めるとともに、県及び市町が実施するがん対策に関する施策に協力するよう努めるものとします。

第6 保健医療福祉関係者の役割

がんの予防、がん検診、がん医療及びがん患者に対する介護等を推進するために必要な知識や技能の向上に努めるとともに、がんに関する啓発及び知識の普及、精度の高いがん検診の実施、がん患者の意向を十分に尊重した良質かつ適切な医療の提供並びに介護その他の福祉サービスの提供に努めるものとしします。

また、県及び市町が実施するがん対策に関する施策に協力するよう努めるものとしします。

第7 事業者の役割

雇用する従業員に対するがんの予防及びがん検診の受診等に関する啓発並びにがん検診を受診しやすい就業環境の整備に努めるものとしします。

また、雇用する従業員ががんに罹患したときは、当該従業員が働きながら治療を受け、療養することができるよう必要な環境の整備に努めるとともに、雇用する従業員の家族ががんに罹患したときは、当該従業員が働きながらその家族を看護することができるよう必要な環境の整備に努めるものとしします。

さらに、県及び市町が実施するがん対策に関する施策に協力するよう努めるものとしします。

(第2章 がんの予防)

第8 がんの予防の推進

県は、市町、保健医療福祉関係者及び患者団体等と連携して、がんの予防を推進するため、次に掲げる施策を講ずるものとしします。

- ・喫煙、食生活、運動等の生活習慣及び生活環境が健康に及ぼす影響等ががんの予防に関する知識の普及啓発
- ・受動喫煙の防止のため、学校、病院その他の多数の者が利用する施設における分煙、禁煙の推進 など

第9 がんの早期発見の推進

県は、市町と連携して、がんの早期発見を推進するため、次に掲げる施策を講ずるものとしします。

- ・がんの早期発見の重要性に関する知識の普及啓発
- ・がん検診を受けやすい環境の整備の促進その他がん検診の受診率の向上を図るための施策
- ・がん検診に従事する者の資質の向上のための研修その他がん検診の質の向上を図るための施策
- ・がん検診に対する市町等への専門的な見地からの評価及び助言 など

第10 がんに関する教育の推進

県は、保健医療福祉関係者及び患者団体との連携を図りつつ、子どもの発達段階を踏まえ、がんに関する正しい知識を持つための教育が行われるよう努めるものとします。

第11 女性に特有のがん対策の推進

県は、市町、保健医療福祉関係者及び患者団体等と連携して、女性に特有のがん対策を推進するため、検診を受けやすい環境の整備を図るとともに、がんの種類や年齢による特性を考慮したがんの予防に関する知識の普及啓発等の施策を講ずるものとします。

(第3章 がんの治療)

第12 がん医療の充実

県は、全てのがん患者がその居住する地域にかかわらず適切ながん医療を受けることができるよう、がん医療の充実を図るため、国及びがん診療連携拠点病院等（専門的ながん医療の提供等を行う病院として、国又は県が指定したもの）と連携し、次に掲げる施策を講ずるものとします。

- ・がん診療連携拠点病院等の整備、機能強化
- ・がん診療連携拠点病院等とその他の医療機関との連携協力体制の整備及び強化の促進
- ・がん医療に携わる専門的な知識及び技能を有する医師、看護師等の育成及び確保
- ・がん医療と歯科医療との連携による口腔ケアの推進 など

第13 がん研究の推進

県は、国と連携して、がんの罹患及びがんによる死亡を減少させるため、がんの予防の研究等の促進に必要な施策を推進します。

第14 小児がん対策の推進

県は、小児がんに係る対策を推進するため、専門的な小児がん医療の提供等を行う医療機関等と連携して、小児がん医療に関する情報の提供の推進、小児がん患者及びその家族に対する長期にわたる相談及び支援の体制の充実等の施策を講ずるものとします。

(第4章 がんとの共生)

第15 医療機関における緩和ケアの充実

県は、医療機関における緩和ケア（がん患者及びその家族の身体的・精神的な苦痛、社会生活上の不安を緩和することを目的とする医療、介護、相談等）の充実を図るため、国及びがん診療連携拠点病院等と連携し、次に掲げる施策を講ずるものとします。

- ・がんを診断された時から、がん患者及びその家族の状況に応じた緩和ケアの提供を行う医療体制の整備の促進
- ・緩和ケアに関する専門的な知識及び技能を有する医師、看護師等の育成及び確保
- ・緩和ケアに関する県民の正しい理解を深めるための啓発及び知識の普及など

第16 在宅医療等の推進

県は、がん患者及びその家族の意向を踏まえ、家庭又は住み慣れた地域で安心してがん医療を受けることができるよう、市町と連携して、次に掲げる施策を講ずるものとします。

- ・在宅における医療、緩和ケア、介護等の提供を行う体制の整備の促進
- ・在宅医療等に関する専門的な知識及び技能を有する医師、看護師、介護福祉士等の育成及び確保 など

第17 相談支援体制の充実

県は、がん患者の療養生活の質の向上及びがん患者及びその家族の社会生活上の不安の緩和を図るため、次に掲げる施策を講ずるものとします。

- ・がん患者及びその家族に対する相談支援体制の整備の促進
- ・患者団体が行うがん患者及びその家族を支援することを目的とする活動の促進に必要な施策
- ・ピアサポート（がん患者及びその家族に対するがん経験者等による相談支援の取組）を推進していくために必要な研修等の施策 など

第18 就労の支援

県は、がん患者及びがん経験者が働き続けることができるよう、次に掲げる施策を講ずるものとします。

- ・がんの治療と就労との両立に関する理解を深めるための事業者、その従業員、県民への啓発活動
- ・がん診療連携拠点病院、関係機関等と連携した就労に関する相談支援体制の整備 など

(第5章 がん対策の推進)

第19 がんに関する情報の収集及び提供

県は、国と連携し、がんに関する情報を収集し、及び分析するとともに、県民に対し、がん医療及びがん患者の療養生活に関する情報等がんに関する正確かつ適切な情報を提供するものとします。

第20 がん登録の推進

県は、医療関係団体等と連携して、効果的ながん対策の企画及び立案並びにがん医療の水準の向上に資するがん登録の推進を図るため、医療機関に対する研修の実施等の施策を講ずるものとします。

第21 県民運動の推進

県は、がん対策が、市町、保健医療福祉関係者、医療保険者、事業者、県民が相互に連携し、主体的に取り組む運動として推進されるよう努めるものとします。

第22 石川県がん対策推進計画

知事は、石川県がん対策推進計画を策定、変更するときには、この条例の趣旨を尊重するとともに、県民の意見が適切に反映されるよう必要な措置を講ずるものとします。

また、計画の進捗状況について、議会に報告するとともに、これを公表するものとします。

第23 財政上の措置等

県は、がん対策に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置等を講ずるよう努めるものとします。

附則関係

この条例は、公布の日から施行します。

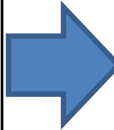
県は、この条例の施行の状況を勘案し、この条例の規定について検討を行い、その結果に基づいて必要な見直しを行うものとします。

石川県がん対策推進条例（案）【概要版】

第1章 総則（第1－第7）

目的（第1）

- ・がんが県民の死亡の最大の原因となっている等、県民の生命、健康にとって重大な問題であり、がん対策の加速化が必要
- ・がんの予防、がんの治療、がんとの共生を中心とした施策の基本となる事項を定め、がん対策の総合的かつ計画的な推進



生涯にわたって安心して暮らすことのできる健康長寿社会の実現

県の責務と県民等の役割（第2－第7）

県	・ 地域の実情に応じた施策の総合的かつ計画的な策定、実施 等	医療保険者	・ がんの予防及び早期発見を推進 等
市町	・ その地域の実情に応じたがん対策の推進 等	保健医療 福祉関係者	・ 精度の高いがん検診の実施 ・ がん患者の意向を十分に尊重した良質かつ適切な医療、福祉サービスの提供 等
県民	・ がんに関する正しい知識を持ち、がん予防に必要な注意を払い、積極的ながん検診の受診 ・ がん患者に対する理解を深め、互いに支え合う 等	事業者	・ がん検診を受診しやすい就業環境の整備 ・ がん罹患者に雇った従業員が働きながら治療できる環境の整備 等

第2章 がんの予防（第8－第11）

- ・がんの予防に関する知識の普及啓発（第8）
- ・受動喫煙防止のための学校、病院等の分煙、禁煙の推進（第8）
- ・がんの早期発見の重要性に関する知識の普及啓発（第9）
- ・がん検診の受診率の向上（第9）
- ・がん検診の質の向上（第9）
- ・がん検診に対する市町等への評価、助言（第9）
- ・がんに関する教育の推進（第10）
- ・女性に特有のがん対策の推進（第11）

第3章 がんの治療（第12－第14）

- ・がん診療連携拠点病院等の整備、機能強化（第12）
- ・がん診療連携拠点病院等とその他の医療機関との連携協力体制の整備、強化の促進（第12）
- ・がん医療の専門的知識を有する医師、看護師等の育成、確保（第12）
- ・がん医療と歯科医療との連携による口腔ケアの推進（第12）
- ・がん研究の推進（第13）
- ・小児がん対策の推進（第14）

第4章 がんとの共生（第15－第18）

- ・がんと診断された時から、がん患者、家族の状況に応じた緩和ケアを行う医療体制の整備促進（第15）
- ・緩和ケアの専門的知識を有する医師、看護師等の育成、確保（第15）
- ・緩和ケアの正しい理解を深めるための啓発、普及（第15）
- ・在宅における医療、緩和ケア、介護等の提供を行う体制の整備の推進（第16）
- ・在宅医療等の専門的知識を有する医師、看護師、介護福祉士等の育成、確保（第16）
- ・がん患者、家族に対する相談支援体制の整備の促進（第17）
- ・患者団体が行うがん患者、家族を支援することを目的とする活動の促進（第17）
- ・ピアサポート（がん患者、家族へのがん患者・経験者による相談支援の取組）の推進に必要な研修（第17）
- ・がんの治療と就労との両立に関する啓発活動による就労の支援（第18）
- ・がん診療連携拠点病院、関係機関等と連携した就労に関する相談支援体制の整備（第18）

第5章 がん対策の推進（第19－第23）

- ・がんに関する情報の収集、提供（第19）
- ・がん登録の推進（第20）
- ・県民運動の推進（第21）
- ・がん対策推進計画との関係、計画の進捗状況の公表（第22）
- ・財政上の措置等（第23）

・ 施行日：公布の日
 ・ 県は、この条例の施行の状況を勘案し、この条例の規定について必要な見直しを行う

3
つ
の
柱